

## 審 査 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法

根 抱 条 項：第31条の23において準用する第9条第4項

処 分 の 概 要：許可証の書換え

原権者（委任先）：岐阜県公安委員会

法 令 の 定 め：

法第31条の23において準用する第5条第1項（許可の申請）、第31条の23において準用する第9条第3項第1号（許可証の記載事項の変更の届出）、法第31条の23において準用する第9条第4項（許可証の書換え）

規則第1条（書換え申請書の提出）、第90条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）

審 査 基 準：

標準処理期間：14日

申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）

問 合 せ 先：申請先に同じ

備 考：